

給与支払報告に係る給与所得者異動届出 特別徴収

税額通知書や「特別徴収のしおり」表紙に記載されています

記載例 ①
退職等で普通徴収に変更する場合

異動があった場合は、すみやかに提出してください。

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所を記載し、一月一日現在の住所で課税されるため、その住所を記入します。転居等により住所が変更しても、5月分までの1年分は1月1日時点の住所地へ納めます。

住所(居所)又は所在地	〒012-3456 〇〇県××町△△1-2-3
フリガナ	カシキカイシャ マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社 ○×商事
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 進
個人番号※注3 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

令和 4年 〇〇月 ××日提出 (あて先) 山ノ内町長	給与支払者 (特別徴収義務者)
フリガナ	ヤマノウチ タロウ
氏名	山ノ内 太郎 (旧姓)
生年月日	昭和 50年 1月 1日
個人番号※注3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
1月1日現在の住所	長野県下高井郡山ノ内町大字〇〇3-2-1
給与の支払を受けた後の住所	東京都〇〇区××1-1-1

特別徴収義務者 指定番号	9999000
宛名番号※注2	1
課・係	人事課 給与係
氏名	特徴 花子
電話	0000-00-0000 (内線 111)
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	
異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)
異動後の未徴収税額の徴収	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須※注4) 3. 普通徴収 (理由: 異動の事由のとおり)
退職した年の1月から退職時までの給与支払額	1,200,000円
控除社会保険料額	60,000円

令和4年1月1日時点での住所で課税されるため、その住所を記入します。転居等により住所が変更しても、5月分までの1年分は1月1日時点の住所地へ納めます。

9月末で退職した給与所得者の徴収方法を、10月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額 (年税額)	140,000円 (6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額	47,200円 (6月から9月分)
(ウ) 未徴収税額	92,800円 (10月から翌年5月分)

↑
普通徴収税額 (本人が納付書で納める分)

退職後に出国(海外へ転出)される場合は、未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。徴収できない場合は、個人で納めていただくことになります。

出国前に全額納付していただくか、代理で納税を行う納税管理人の選任が必要になります。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

理由	徴収予定月日	徴収予定額	徴収済額
12月 31日		円	
1月 1日		円	
希望がないため		円	

異動者印	
◎転勤(新しい勤務先)	
月割	
令和 年	
新規の場合	
納入書	

給与支払報告に係る給与所得者異動届出 特別徴収

税額通知書や「特別徴収のしおり」表紙に記載されています。

記載例 ②
退職等で一括徴収する場合

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

住所(居所)又は所在地 〒012-3456 〇〇県××町△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号 9999000	※市町村ごとに異なります
フリガナ カマシキカイシャ マルバツショウジ		宛名番号※注2 1	
氏名又は名称 株式会社 ○×商事			
代表者の職氏名印 代表取締役 特			
個人番号※注3 11111			
給与支払者 (特別徴収義務者) 令和4年〇〇月××日提出 (あて先) 山ノ内町長			
給与所得者 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 92,800円			
フリガナ ヤマノウチ タロウ	氏名 山ノ内 太郎 (旧姓)	徴収済額 6月分から9月まで 47,200円	異動年月日 4年9月30日
生年月日 昭和・平成 50年1月1日	個人番号※注3 2222222222	未徴収税額 10月分から5月まで 92,800円	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)
1月1日現在の住所 長野県下高井郡山ノ内町大字〇〇3-2-1	退職した年の1月から退職時までの給与支払額 1,200,000円	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須※注4) 10月分まで納入 (11月10日納期分) 3. 普通徴収 (理由)	控除社会保険料額 60,000円

徴収済月は、一括徴収分を納入する月の前月までになるように記入します。

退職後に出国(海外へ転出)される場合は、未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。

令和4年1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入します。転居しても、5月分までの1年分は1月1日時点の住所地へ納めます。

この場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収した税額を納入する月を記入。
※1月以降の退職の場合、一括徴収が義務づけられています。

理由	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	一括徴収できない理由(○をしてください)
1. 異動が令和3年12月31日までに、申出があったため (9月20日申出)	10・25	92,800円	92,800円	1. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため 死亡による退職である
2. 異動が令和4年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円		
異動者印	.	円		

1の理由に該当する場合のみ、押印が必要です。

9月末で退職した給与所得者の徴収方法を、10月分一括で納入する場合。

月割額	円を	(ア) 特別徴収税額(年税額)	140,000円(6月から翌年5月分)
令和 年 月分から徴収し、納入する		(イ) 徴収済額	47,200円(6月から9月分)
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		(ウ) 未徴収税額	92,800円(10月から翌年5月分)
納入書 (要・不要)			↑ 一括徴収税額

徴収義務者番号	新規
氏名	
課・係	課 係
電話	() -

給与支払報告に係る給与所得者異動届出
特別徴収

税額通知書や「特別徴収のしおり」表紙に記載されています

記載例 ③
転勤等で特別徴収を
継続する場合

動があった場合は、すみやかに提出してください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収すること。が義務づけられています。(五月末日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。)

御注意

令和 4 年 〇〇 月 ×× 日提出 (あて先) 山ノ内町長		(特別徴収義務者) 給与支払者		住所(居所)又は所在地 〒 012-3456 〇〇県××町△△1-2-3	特別徴収義務者 指定番号 9999000	※市町村ごとに異なります	
フリガナ ヤマノウチ タロウ		フリガナ カシキカイシャ マルバツショウジ		氏名又は名称 株式会社 ○×商事	宛名番号※2 1	課・係 人事課 給与係	
氏名 山ノ内 太郎		代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 進		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	氏名 特徴 花子	電話 0000-00-0000 (内線 111)	
生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日		個人番号※3 1		異動年月日 4 年 9 月 30 日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 自任職 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 形骸化		異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降 必須※4)
特別徴収税額(年税額) 140,000 円		(イ) 徴収済額 6 月から 10 月まで 9 月まで 5 月まで 47,200 円 92,800 円		退職した年の1月からの退職時までの給与支払額 1,200,000 円		控除社会保険料額 60,000 円	
現在の住所 長野県下高井郡山ノ内町大字〇〇3-2-1		給与の支払を受けた後の住所 東京都〇〇区××1-1-		理由 9月末で退職する給与所得者が、10月から新しい勤務先で特別徴収する場合。		1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない) 4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)	

令和4年1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入します。転居等により住所地が変更しても、5月分までの1年分は1月1日時点の住所地へ納めます。

「個人番号」は前勤務先では記入せずに、新しい勤務先で本人から番号の提供を受け、記入してください。

「転勤等による特別徴収届出書」は新しい勤務先で記入します。月割額が不明な場合は空欄とし、徴収開始月は必ず記入してください。

9月末で退職する給与所得者が、10月から新しい勤務先で特別徴収する場合。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 令和 4 年 10 月分から徴収し、納入する。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 (要・不要)	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地 〒 789-0123 △△県〇〇町□□4-5-6	特別徴収義務者 指定番号 新規
		フリガナ サンカクシカクギンコウ カシキカイシャ	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号
		氏名又は名称 △□銀行 株式会社	氏名 特徴 次郎
		代表者の職氏名印 代表取締役 民税 町子	課・係 庶務 課 人事 係
		個人番号※3 又は法人番号 3	電話 000-000-0000